

多目的レンタルスペース「スタジオ99」利用ご案内

< 利用申請 >

- 1 申込み方法
利用を希望される団体(グループ)の代表者の申請をお願いします。
申込時に、「利用計画書」「利用される団体等の会社概要」「公演実績」を添付願います。
- 2 利用申込書
利用を受諾した団体(グループ)には、スタジオ 99 事務局からご連絡し、「利用申込書」をお渡しします。
必要事項を記入し、1 週間以内に提出してください。
- 3 予約金
「利用申込書」の提出時に、予約金(一律)4000 円をお預かりします。当該予約金は、精算時に
充当させていただきます。

< 利用日、利用時間 >

- 1 「スタジオ 99」の利用時間帯
「スタジオ 99」の利用は、原則として午前 8 時 30 分から、午後 10 時までとします。
但し、施設の時間延長は、申込受付時に承諾したものに限り認められます。
- 2 利用時間と料金
個別の利用時間については、別紙料金表を参照してください。
- 3 利用日は、施設の休館日及び臨時休館日により変更する場合があります。
- 4 利用時間の延長
利用時間の延長は、前後の日程に支障をきたさない限りにおいて、ご相談に応じます。
なお、その場合は別紙に定める規定により、延長料金をお支払い頂きます。

< 利用料 >

- 1 別紙料金表参照。
- 2 利用料の精算は利用日前日までに、お預かりした予約金との差額をもって現金でお支払いください。
- 3 カルチャー教室、福祉関係催事ほか、継続的且つ公共的な利用につきましては別途ご相談を承ります。
- 4 利用料金には、駐車場料金は含みません。
- 5 会館を使用される契約者の車両のみ、該当時間分の駐車料金を無料とします。
- 6 但し、利用者が主催する催事の主旨・目的によっては、駐車場の確保・割引等のご相談に応じます。

多目的レンタルスペース「スタジオ 99」及び周辺施設

利用規約

(1) 利用制限

- 1 次の事項に該当する場合、また利用受諾後に該当すると判明した時は、契約時間中であっても株式会社テイクワン/アイシネマ事業部(以下、会館という)は、利用を断ることができる。
- 2 その結果、利用者に生じた損害について、会館は一切の責任を負わない。
- 3 制限事項
 - * 公序良俗を害する恐れがあると認められた場合
 - * 申込書の内容と異なって使用されたとき。
 - * 施設及び施設周辺、また他の会館利用客に迷惑を及ぼす恐れがあるとき。
 - * 施設の運営上支障があると会館側が判断した場合

(2) 利用の取消し・変更

1 予約金

利用申込後に、利用日以前の取消し・変更があった場合の予約金の精算は下記の通り。

利用日を含む利用予定日の、1週間前までの予約取消しの場合、予約金を返済する。

利用日を含む利用予定日の、1週間以内での予約取消しは、予約金を返済しない。

会館が認めた利用日の変更の場合は、再申込の手続きを経て変更を確定し、預かっていた予約金を充当する。

再申込後に、利用者の都合により取消し・変更が発生した場合も、上記の規定を適用する。

台風接近等の不測の事態での取消し・変更が生じた場合、及び会館運営上の判断による取消し・変更については、利用者と会館の協議の上で決定する。

(3) 利用者の責務

- 1 施設利用中の設備・機材・什器破損、紛失・盗難・事故防止等は、すべて利用者の責任となる。
- 2 施設利用に起因する破損・汚濁・故障等の損害は、会館は利用者側に賠償を求めることができる。
- 3 利用者が機材等の搬入搬出用の車両で、会館の周辺設備を破損させた場合も、会館は利用者側に賠償を求めることができる。
- 4 施設内のイス、机等の配置変更も利用者の責任において行い、利用終了後は直ちに原状に回復すること。

(4) 免責

- 1 施設利用に伴う事故・怪我・盗難・紛失等について、会館は一切の責任を負わない。
- 2 不慮の災害等が発生し利用を中止或いは予約取り消しの場合も同様とする。
- 3 施設運営上の都合で、会館側からやむを得ず予約を取り消した場合も同様とする。

(5)禁止

施設使用权の転貸、譲渡は、これを禁止する。
演出の如何を問わず、裸火・発火物の使用は禁止する。
爆発物、危険物と会館側が判断した物品の持込みを禁止する。
会館内、建物の付帯設備の壁面等に、ポスター類を粘着テープで貼ることを禁止する。
館内の指定した場所以外での喫煙を禁止する。
利用者が動員する入場者数は、施設の定席数を厳守する。
持ち込み看板、ポスター掲示、広告物等の展示を禁止する。
館内における写真撮影、録音、録画は、これを許可しない。
会館側の許可無しで行なう館内での募金、寄付金募集行為等の禁止。

(6)注意

- 1 飲食物の館内への持ち込み、物品販売等は一切禁止。
- 2 利用者側が行なう催事の入場者整理は、利用(主催)者側の責任で行なうこと。
- 3 子供対象の催事、子供が関連する催事の事故防止は、「(3) - 1項、利用者の責務」の通り、利用(主催)者側の責任で行なう。
- 4 会館が販売している飲食物の客席持ち込みは、利用(主催)者側の特別催事を除き、これを認める。
- 5 会館備品以外の機材・器具・特殊装置等の搬入設置は、あらかじめ会館と協議すること。
- 6 当該施設をご利用される場合、利用者(代表)は必ず、非常口と誘導方法をご確認すること。

以上